

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

阿波市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧阿波町・市場町・土成町地域

#### (1) 現況

本地域の中山間部は、讃岐山脈の急傾斜地域を中心に稲作経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、同時に本地域は、平野部を中心に吉野川北岸用水などによる豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、従来から野菜生産地として有名な地域でもある。今後、農産物のブランド化を積極的に推進し、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号及び第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧吉野町地域

#### (1) 現況

本地域は、吉野川流域の平野部にあり、その豊富な水資源を活用した稲作地帯で、従来からレタスなどの野菜生産地としても有名な地域である。近年、柿島レタスなどの名前を付した農産物のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧阿波町・市場町・土成町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧吉野町地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③		

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。**

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。